

第5回（2024年度）  
NPO 応援 GO！GO！基金  
（活動助成金募集）

「地域課題に取り組むためのきっかけをつくる事業」

～みんなの力で地域を元気に！～

## 応募要項

2023年11月

認定 NPO 法人とす市民活動ネットワーク  
〒841-0026 佐賀県鳥栖市本鳥栖町 537-1（フレスポ鳥栖2階）  
ホームページ <https://www.npo-tosunet.org>  
TEL 0942-80-7184  
Fax 0942-80-8122

## 1、趣旨

認定 NPO 法人とす市民活動ネットワーク（以下「当法人」という）は、鳥栖市を拠点に、鳥栖地区及び佐賀東部地区を対象に市民活動を支える中間支援組織として活動をしています。そこで、皆様から寄せられた賛助会費、寄附金などの一部を原資に、この地域でがんばっている NPO を対象に、地域住民の方々がつどい、つながり、そして拡がる活動を応援するために「NPO 応援 GO! GO! 基金」を立ち上げ、助成金を支給することといたしました。

## 2、助成対象となる団体

下記の応募条件のすべてを満たしている団体を対象とします。

なお、採択された場合、助成金贈呈式等には必ずご参加ください。

### < 1 > 応募できる団体

- ① 佐賀県東部地区でボランティア・市民活動を行っている、又は始めようとするグループ・団体（高校生・大学生のグループや久留米市、小郡市等近隣地区の団体も応募対象となります。）

※ 18歳未満の応募条件：学校の先生、保護者の同意が必要です。

- ② 構成員が5人以上でかつ規約を有すること  
尚、採択回数は1団体2回迄です。

### < 2 > 助成対象事業

- ① 地域課題に取り組むためのきっかけをつくる事業
- ② 原則として 2024年4月1日から2025年1月31日までに行う事業であること

### < 3 > 対象とならない事業

- ① 反社会的勢力と関係のある事業
- ② 政治・宗教・営業行為に関する事業
- ③ 他の団体が主催する助成制度等に採択された事業と同じ内容の事業

## 3、助成金額

1団体5万円を上限とします。（4団体を予定）総額20万円以内

## 4、助成対象経費

本助成事業に関する、人件費・事業費など

（※他に受託された助成事業の経費と重ならないこと、備品の場合は、必要性を確認します。）

（なお詳細は、助成対象経費に関する別紙をご参照ください。）

## 5、応募方法について

### < 1 > 応募期間

2023年11月6日（月）～2023年12月11日（月）当日17時必着（水曜日休館日）

### < 2 > 申請書類等

- ① 所定の助成金支給申請書、②誓約書、③団体規約の写し④メンバー表⑤備品などの品物の購入予定の方は見積書、を下記提出先までご郵送いただくか、ご持参ください。

### < 3 > 提出先

認定 NPO 法人とす市民活動ネットワーク

〒841-0026 佐賀県鳥栖市本鳥栖町 537-1 (フレスポ鳥栖 2 階・楽市楽座よこ) (水曜日休館)

## 6、 選考方法・結果通知等

### < 1 > 選考方法

当法人が設置する選考委員会による書類審査を行います。

書類審査を通過された団体のみヒアリングを行います。

(選考会の日程：2月3日(土) 贈呈式：2月17日(土) (予定))

※選考会、贈呈式の日時が変更になった場合は応募された団体にご連絡します

### < 2 > 追加資料等

所定の申請書等に加え、詳しい書類・資料等の提出を求め、又はヒアリング以前に現地訪問等をさせていただきます場合がございます。

### < 3 > 選考基準

- ① 本助成事業の趣旨と条件に合致しているか
- ② 実現可能な事業かどうか
- ③ 地域社会のニーズや課題を的確に踏まえているか
- ④ その他

### < 4 > 結果通知

選考結果は決定後直ちに応募者各位宛てに書面で通知いたします。その他当法人のホームページに掲載いたします。

## 7、 助成決定後の報告等

- ① 助成決定後、事業の実施状況の確認のため、当法人から訪問させていただき、又は電話や面談によりご報告を求める場合がございます。

## 8、 採択事業の内容変更や中止について

採択された事業を途中で変更もしくは中止する場合は、事前に変更理由書もしくは中止理由書を提出し、当法人の承認を受ける必要があります。

## 9、 助成金の交付方法

採択団体には、贈呈式時に助成金をお渡しいたします。(受取証に署名・代表者印をお願いします)

## 10、 助成事業の実績報告

### < 1 > 実績報告書の提出

助成事業の終了後1カ月以内又は2025年2月末日迄に、以下の書類を郵送もしくは持参により、当法人までご提出ください。

(※2025年2月末日迄には報告書の提出をお願いします。)

- ① 所定の「実績報告書」
- ② 事業実施状況のわかる写真や作成したチラシ等の印刷物、新聞記事等の資料
- ③ 領収書・受領書等のコピー、写真データ2枚(ホームページ掲載用)

## < 2 > ホームページ等での成果報告

助成団体については、事業で得られた成果を広く伝えるため、当法人のホームページ等で成果報告させていただきます。また、メディア等の求めに応じて、事業成果等の情報を提供する場合があります。

## < 3 > 実績報告会

2025年3月以降に提出された事業報告書の一部をホームページ上で公開します。

### 1 1、助成金の返還や関係書類の保存などについて

#### < 1 > 助成金の返還

法令や条例、当法人の定款及びこの応募要項に違反した場合、助成金を目的外に使用した場合又は諸事業により実施できなかった場合は、助成決定の取り消しや助成金の返還を求めることがあります。

#### < 2 > 関係書類の保存

助成金を交付された団体は、助成金に関わる収支の証拠書類（領収書など）を整理し、いつでも閲覧できるようにしておいてください。証拠書類は事業実施終了後、3年間の保存が必要です。

### 1 2、その他・重要な注意事項（必ずお読みください）

#### < 1 > 団体情報の公表

助成対象団体となられた場合、団体名、代表者氏名、所在地、事業内容、助成金額を公表させていただきます。

#### < 2 > 個人情報の取り扱い

助成金申請書等にご記載いただいた個人情報は、本件活動に必要な範囲で利用し、それ以外の目的で利用することはありません。

#### < 3 > 提出書類等の返却

提出いただいた書類・資料等は返却できません。

#### < 4 > その他

選考結果や選考経過、採否の理由に関するお問合せには回答いたしかねますのでご了承ください。

※採択団体は、当法人が主催する NPO 関係の研修会、セミナー受講をお願いしております。

※助成金事業を広報される場合は、チラシ等に「2024年度 NPO 応援 GO!GO!基金助成事業」を必ず入れてください。

助成金についてわからないことがあればお問合せください。

<認められるもの>

- 人件費（事業に係わるスタッフの人件費、団体の事務局費）※1万円以内
- 事業に必要な費用（※認められないもの以外）

<認められないもの>

- 内部講師への謝金、図書券、クオカードなどの金券、菓子折り手土産等。
- 事業に関係のない旅費
- 事業に関係のない経費
- 事業に関係ないもの

※備品購入費の対象について：備品購入費（10万円以上）

購入される品物が10万円以上の品物で基金で一部支払いされる場合のみです。

※助成対象経費についてわからないことがあれば、事前にお問い合わせ下さい。

<お問合せ先>NPO 応援 GO!GO!基金 事務局

認定NPO法人とす市民活動ネットワーク TEL：0942-80-7184

## 別紙参照 1 (助成対象経費について)

費目	内容	認められるもの (例)	認められないもの (例)
1 人件費	※1万円以内	事業に係るスタッフの人件費 (含団体の事務局費)	
2 報償費	セミナー、研修会等 外部講師等への謝礼	外部の講師・専門家への謝礼 、調査・研究等に係る報償費	内部講師への謝金、図書券、ク オカードなどの金券、菓子折り 手土産等
3 旅費	講師や指導者等の交 通費、宿泊費等	講師等の移動、現地調査等に 係る交通費 (飛行機代、バス 代等)、宿泊費等 スタッフの研修会参加旅費 (参加する研修会の資料を提 出必要)	事業に関係のない旅費 参加者の移動経費等
4 研修費	スタッフの研修費	研修会参加費 (参加する研修会の資料を提 出必要)	事業に関係のない研修費
5 消耗品	文具等事業実施に必 要な消耗品費	コピー用紙、画用紙、模造紙 マジック等	事業に関係ないもの
6 燃料・光熱水費	事業等に必要機材 車両等の燃料代	ガソリン・軽油等	
7 印刷製本費	チラシ・パンフ等の 印刷製本費等	チラシ、パンフレット、冊子 の印刷費	
8 食糧費	昼食代 (講師のみ)	昼食をまたぐ必要がある事業 の弁当代 (700円以内)	
9 通信費	事業に実施必要な郵 便等の通信費	はがき、切手、送料	電話代、(携帯電話代) インターネット接続料
10 手数料	サービス提供への対 価	振込手数料、クリーニング代 等	
11 保険料	事業実施に必要な保 険料	ボランティア保険、行事保険 等	
12 使用料・ 賃借料	事業実施に必要な会 場使用料、車両・器 具等の賃借料	会場使用料、車両、機材リー ス料、高速道路料金	
13 備品購入費 ※10万円以上の品 物の購入費の一部 としての経費	事業実施にあたり必 要不可欠なもので長 期に使用する物品・ ソフトなどの購入費 ※ <u>新型コロナウイルス</u> <u>対策用品等要相談</u>	看板、横断幕、ソフトウェア 一等 (見積書、カタログ等の 写し提出必要)	パソコン、コピー機など他の事 業においても使用可能な汎用 性の極めて高い物品